

「二階堰 2 期地区水利施設等保全高度化事業調査計画委託」の公募についての公告

青森県農業農村整備関連業務公募型企画競争事務取扱要領に基づき、下記のとおり実施者を公募します。

令和 7 年 8 月 28 日

青森県中南農林水産事務所長

記

1 業務名

二階堰 2 期地区水利施設等保全高度化事業調査計画委託

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

本業務は、二階堰 2 期地区水利施設等保全高度化事業調査計画委託の調査計画を行い、事業計画を策定することを目的とする。

(2) 概要

調査業務 1 式

測量業務 1 式

調査計画業務 1 式

3 応募資格等

別添「二階堰 2 期地区水利施設等保全高度化事業調査計画委託」応募要領による

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別添「二階堰 2 期地区水利施設等保全高度化事業調査計画委託」応募要領により特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ 6 の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒036-8345 青森県弘前市大字蔵主町 4（弘前合同庁舎 3 階）

青森県中南農林水産事務所

T E L 0172-33-6054

メールアドレス fumiko_aburakawa@pref.aomori.lg.jp

担当者 農村計画課 油川、堤

「二階堰 2 期地区水利施設等保全高度化事業調査計画委託」応募要領

1 業務名

二階堰 2 期地区水利施設等保全高度化事業調査計画委託

2 業務の目的

本業務は、二階堰 2 期地区水利施設等保全高度化事業調査計画委託の調査計画を行い、事業計画を策定することを目的とする。

3 業務の内容

別添特記仕様書のとおり

4 履行期間

契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 13 日（金）までとする。

5 応募資格

公募に応募できる者は、次の（１）及び（２）の双方に該当する者とする。

（１）対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者

（２）参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和 58 年 2 月青森県規則第 6 号）第 3 条第 2 項各号に掲げる業種について、同規則第 5 条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成 13 年 4 月 1 日施行）に規定する資格を有する者（企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登録されることが見込まれる者を含む。）、又は令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること（企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む）。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領（平成 2 年 6 月 28 日付け青監第 633 号）等に基づく知事の指名停止の措置に参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 県内に本店又は支店を有していること。

オ 配置予定管理技術者は、技術士（農業部門：農業土木又は農業農村工学）、

農業土木技術管理士及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）のいずれかの資格を有する者であること。

6 参加表明書に関する事項

- （１）本業務の受託を希望する者は、様式第１号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写し、及び県内に本店または支店を有していることを確認できる書類の写しを添えて12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること（提出期間内に必着のこと。）。

（２）提出期間

令和７年８月２９日（金）から令和７年９月８日（月）まで

国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く毎日午前９時から午後５時まで

7 企画提案書の作成、提出等

- （１）６の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。

なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 過去１０年間における同種業務の実績（企画提案書様式２）

前年度から過去１０年間における３に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定管理技術者の能力（企画提案書様式３）

配置予定管理技術者の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。

ウ 見積書（積算内訳）（企画提案書様式４）

本業務に係る見積書（積算内訳）を作成する。

（２）提出方法

様式第２号により、作成した企画提案書を12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により２部（正１部、副１部）提出すること（提出期間内に必着のこと。）。

ただし、提出する企画提案書は、１者につき１点に限る。

（３）提出期間

令和７年８月２９日（金）から令和７年９月１１日（木）まで

休日等を除く毎日午前９時から午後５時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準

（１）応募資格の有無

（２）企画提案書の内容の適切性（「別添資料」参照）

ア 過去１０年間の同種業務の実績（同種業務とは、３に示す内容のものとする。）

イ 配置予定管理技術者の能力

ウ 業務費の妥当性（見積書による。）

9 契約候補者の特定等

- (1) 契約候補者の特定に当たっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を8の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。
- (2) 審査結果は、企画提案書を提出した者に、令和7年9月18日（木）までに通知（様式第3号）する。
- (3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日等を除く。）以内に青森県中南農林水産事務所長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面（様式任意）により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒036-8345 青森県弘前市大字蔵主町4（弘前合同庁舎3階）

青森県中南農林水産事務所

T E L 0172-33-6054

メールアドレス fumiko_aburakawa@pref.aomori.lg.jp

担当者 農村計画課 油川、堤

イ 受付時間

休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで

- (4) 青森県中南農林水産事務所長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内（休日等を除く。）に書面により回答する。

10 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。
ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、青森県中南農林水産事務所長が継承するものとする。
- (9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和7年9月8日（月）までに、書面

(様式任意)により12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

(1) 本業務に係る契約限度額は、18,623 千円程度(消費税及び地方消費税を含む。)を想定している。

(2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が調い次第、青森県中南農林水産事務所と企画提案書の見積額の金額で締結する。

ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

12 応募・照会等窓口

〒036-8345 青森県弘前市大字蔵主町4(弘前合同庁舎3階)

青森県中南農林水産事務所

T E L 0172-33-6054

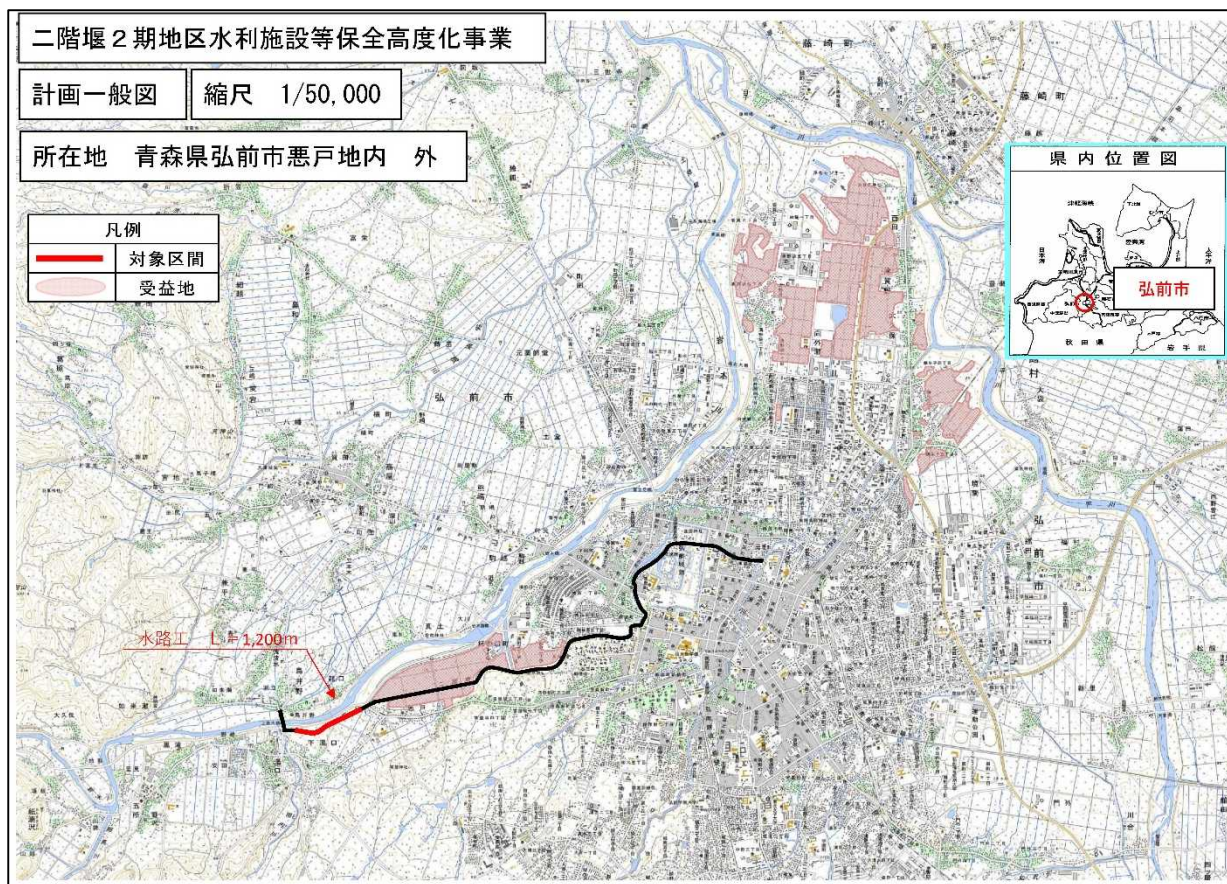
メールアドレス fumiko_aburakawa@pref.aomori.lg.jp

担当者 農村計画課 油川、堤

(別添資料)

本地区の概要等

1 本業務場所は次のとおりである。



この地図は、国土地理院発行の 5 万 1 千分の 1 の地形図を使用したものである。

2 本業務の特記仕様書は次のとおりである。

業務番号	中農水（整）委託第 38 号
業務名	二階堰 2 期地区水利施設等保全高度化事業調査計画委託
業務場所	弘前市大字悪戸地内外
履行期間	契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 13 日まで

二階堰 2 期地区水利施設等保全高度化事業調査計画委託 特記仕様書

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1 条 本業務は、青森県農林水産部農村整備課制定「測量業務共通仕様書」、「農村整備設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、この特記仕様書によるものとする。

(目的)

第 2 条 本業務は、二階堰 2 期地区水利施設等保全高度化事業の事業計画策定のための調査計画等を行うものである。

(業務場所)

第 3 条 業務場所は、弘前市大字悪戸地内外で、別添位置図に示すとおりである。

(一般事項)

第 4 条 委託契約書と共通仕様書に記載されている以外の一般事項は、次のとおりである。

1. 作業実施の順序、方法等は調査職員と緊密な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
2. 作業の内容に著しい変更があった場合は、発注者と受注者の協議のうえ、契約内容の変更を行うこととする。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 5 条 本業務の設計に関しては、「土地改良事業計画設計基準」を優先して適用する。
他の図書

を適用する場合は、調査職員の指示を受けるものとする。

(作業条件)

第 6 条 測量及び調査計画業務等における作業条件は次のとおりである。

項 目	内 容
1 基本条件	・ 令和 9 年度の新規採択に向け、国の審査及び申請資料に適応する内容であること。 ・ 各種資料作成に当たっては、提出期日を把握したうえで、遅滞のないよう計画的な作業に努めること。
2 調査業務	・ 本業務の目的を十分に理解し、後続の作業に支障とならないようにすること。

3 測量業務	・本業務の目的を十分に理解し、後続の作業の支障とならないようにすること。
4 調査計画業務	・本業務の目的を十分に理解し、事業計画を作成すること。

(参考図書)

第7条 測量、調査及び調査計画業務の参考にする図書は、共通仕様書のほか、次のものとする。

名 称	編者・著者・発行所	制定（改訂）年月
青森県農業農村整備事業 測量作業規程	青森県農村整備課	平成28年7月
土木製図基準	土木学会	平成21年2月
土地改良事業標準設計図面集	農林水産省	平成11年3月
設計業務照査の手引	青森県農村整備課	平成21年4月
各種 土地改良事業計画設計基準 基準書・技術書	農業農村工学会	—
新たな土地改良の効果算定 マニュアル	(株)大成出版社	平成27年9月
その他	＜調査職員が指示したもの＞	

(貸与資料)

第8条 貸与資料は次のとおりである。

貸与資料名	部数	備考
青森県農業農村整備事業設計積算の手引き (R6.4)	1部	調査職員と打ち合わせの上、必要に応じて写しを交付する。

(参考図書及び貸与資料の取扱)

第9条 前2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。

1. 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や解釈に疑義が生じた場合は、調査職員と協議する。
2. 参考図書は設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合には調査職員と協議する。
3. 貸与資料は原則として、第1回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 業務の内容

(業務概要)

第10条 業務の概要は次のとおりである。

項 目	内 容
1 調査業務	・機能診断調査 1式
2 測量業務	・測量業務 1式
3 調査計画業務	・水路工の基本設計 1式 ・機能診断 1式 ・審査及び申請資料の作成 1式 ・事業計画書の作成 1式

(作業項目及び数量)

第11条 本業務における作業項目、数量は次のとおりである。

(1) 調査業務

項 目	内 容	数 量	備 考
機能診断調査			
1 現地踏査	事前調査で得られた情報を参考に、遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特定制を行い、踏査結果を整理する。踏査結果を踏まえ、現地調査（定点調査）を行う調査地点、調査項目等を選定、検討する。	5.3 km	線的構造物
2 近接目視	現地踏査により決定した調査地点において、目視や簡易な器具による計測等の調査を行い、変状等を定量的に把握（ひび割れ・欠損・変形等計測、周辺観察等を含む）するとともに、スケッチを作成する。	1 式	線的構造物 301m ²
3 コンクリート強度推定調査	リバウンドハンマーによりコンクリート表面を打撃し、反発度を測定することで強度を推定する。	3 測点	
4 中性化深さ調査	コンクリートドリルにより削孔し、その削粉を用いて	3 箇所	

	中性化深さを測定する。 (NDIS 3419)		
--	----------------------------	--	--

(2) 測量業務

項 目	内 容	数 量	備 考
1 作業計画	作業計画をたてる。	1 業務	
2 現地踏査	現地踏査を行う。	1.2km	
3 縦断測量	縦断測量を行う。	1.2km	
4 横断測量	横断測量を行う。	1.2km	幅：45m 未満

(3) 調査計画業務

項 目	内 容	数 量	備 考
基本設計 ：用水路(開水路)	L=1,200m		
1 現地調査	基本設計に必要な調査を行う。	1 式	補正 0.5
2 資料の検討	基本設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	1 式	補正 0.5
3 設計計画			
3-1 基本条件の検討	概略実測資料に基づき水理構造条件を決定する。	1 式	補正 0.5
3-2 水路タイプ及び断面形状の検討	水路タイプ及び標準断面を決定する。	1 式	補正 0.5
4 水理計算	標準断面による水理計算を行う。	1 式	
5 水理縦断図作成	標準断面による水理縦断図を作成する。	1 式	
6 構造計算	標準断面についての構造計算を行う。	1 式	補正 0.5
7 構造図作成	標準断面の構造一般図及び構造配筋図を作成する。	1 式	補正 0.5
8 平面縦断図作成	平面縦断図にタイプ区分法先線、附帯工等を記入する。	1 式	補正 0.5
9 土工図作成	土工断面図を作成し、切盛土工量、法面保護工長等を記入する。	1 式	補正 0.5
10 数量計算	タイプ毎の土工量、コンクリート、その他主要工事材料等の概略数量計算をする。	1 式	
11 施工計画	工程計画、施工順序、方法等の基本骨子を作成する。	1 式	

12 概算工事費積算	主要単価を作成し、概算工事費を算定する。	1 式	
13 点検取りまとめ	水理構造計算、図面の点検、数量計算の主要部分の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	1 式	
事業計画資料作成			
1 事業計画概要表作成	所定様式により、概要表及び計画一般図を作成する。	1 式	
経済効果算定			
1 経済効果算定	総費用総便益比により、経済効果を算出する。 (作物生産効果、営農経費節減効果、維持管理費節減効果、国産農産物安定供給効果を想定。)	1 式	
機能診断 ：線的構造物			
1 業務準備	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。	1 式	
2 問診調査	施設管理者等から日常利用、操作等の不具合・変状箇所・事故履歴・補修履歴等について聞き取り調査を行い、施設機能に関する課題、問題点を把握・整理する。	1 式	補正 0.5
3 健全度評価	調査結果に基づき、調査単位毎に施設の健全度の判定を行う。	1 式	
4 性能低下予測	性能低下要因推定結果、健全度判定結果等を踏まえ、現況施設の性能判定を行うとともに、性能管理指標を選定し、現地条件に適合する性能低下予測手法により、性能低下予測を行う。	1 式	
5 機能保全対策の検討	施設別に現地状況に適合する対策工法を複数選定し、選定された対策工法・実施時期・実施範囲を組み合わせ対策シナリオを複数作成する。	1 式	
6 機能保全コストの算定	対策シナリオ毎に機能保全コストを算定し、比較する、(コスト算定のために必要な数量計算、設計図面作成を含む。)	1 式	補正 0.5
7 機能保全計画の策定	機能保全コストを最小とすることを基本とした上で、施設影響度を踏まえたリスク	1 式	補正 0.7

	や、環境との調和、維持管理の容易さ等、多様な側面も総合的に検討し、機能保全計画を策定する。		
--	---	--	--

（業務上の留意事項）

第 12 条 本業務の実施に当たり、特に留意する点は、次のとおりである。

1. 関係市町村の意向を十分に把握し、事業計画に反映させるよう努めること。

（作業の留意点）

第 13 条 本業務の作業上、特に留意する点は、次のとおりである。

1. 作業に伴う立木伐採等については、事前に調査職員及び所有者の承諾を得ること。また、伐採の範囲は必要最低限に止めるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、トラブルが生じることのないように留意するものとする。
2. 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに、維持管理、施工性及び経済性について考慮するほか、水管理等の省力化・合理化についても検討するものとする。
3. 設計に当たって使用した理論、公式、文献及びページ等は、報告書に明示するものとする。
4. 事業量及び事業費の算定に当たっては、その算定根拠を明示するものとする。
5. 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
6. 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について、事前に調査職員へ説明するものとする。

（管理技術者）

第 14 条 管理技術者は、技術士（農業部門：農業土木又は農業農村工学）、農業土木技術管理士及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）のいずれかの資格を有する者とする。

第 4 章 打合せ

（打合せ）

第 15 条 打合せ時期及び回数等は次に示すとおりである。

	作業段階	内 容
第 1 回	業務着手前	・業務の基本的事項及び業務計画等について打合せを行う。 ・調査職員と現地踏査をする。
第 2、3 回	中間	・細部条件、構造細目等について打合せを行う。
第 4 回	報告書原稿作成段階	・成果品のとりまとめ方法等について打合せを行う。

第5章 成果物

(成果品)

第16条 提出すべき成果品及び提出部数は、共通仕様書で定めるもののほか、次のものを提出すること。

成果品名	規格	部数	備 考
1 業務報告書	A-4 横版	4 部	測量成果、調査計画資料、事業計画書、参考資料、添付図面等
2 電子成果品	電子媒体 CD-ROM 等	4 部	報告書の内容を全て電子データ化すること。

(成果品の装丁等)

第17条 成果品の装丁等は、次のとおりとする。

1. 業務報告書は、原則として1冊にまとめること。ただし、合冊が不可能な場合は分冊しても良いこととする。
2. 業務報告書の装丁は、チューブ式ファイルとする。
3. 提出先は、弘前市大字蔵主町4 中南農林水産事務所 農村計画課とする。

第6章 その他

(定めなき事項)

第18条 この特記仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて調査職員と協議するものとする。また、成果品納入後であっても、誤り、不備等が発見された場合は速やかに処理するものとする。

3 評価基準等は次のとおりである。

(1) 応募資格の判定（※参加資格の内容等に応じて、適宜追加・削除すること。）

応 募 資 格	判 定	判 定 基 準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1～3のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格（「東北地域」かつ「調査・研究」）		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しないこと		該当する場合は失格
5 青森県建設業者等指名停止要領等に基づく知事の指名停止を受けていないこと		指名停止を受けている場合は失格
6 県内に本店又は支店を有していること		該当しない場合は失格
7 配置予定技術者は、必要な資格を有していること		該当しない場合は失格
判 定		

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点
1 技術力評価 (30 点)	企業評価〔10 点満点〕	
	(1) 同種業務の実績 (国・県発注のもの)	
	①過去 10 年間で 5 件以上の実績あり	10 点
	②過去 10 年間で 1 件以上の実績あり	5 点
	③過去 10 年間で実績なし	0 点
	技術者評価〔20 点満点〕	
	(2) 配置予定管理技術者の保有資格	
	①技術士 (総合技術管理部門、該当技術部門)	7 点
	② R C C M (当該技術部門)、農業土木技術管理士	4 点
	(3) 配置予定管理技術者の同種業務経験 (国・県発注のもの)	
	①過去 5 年間で 3 件以上の経験あり	7 点
	②過去 5 年間で 1 件以上の経験あり	4 点
	③上記以外	0 点
	(4) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況	
	①各団体の目標 (推奨) 単位数を満たしている	6 点
	②各団体の目標 (推奨) 単位数の半数以上を満たしている	3 点
	③上記以外	0 点
	30 点×技術力評価得点／技術力評価満点	点
2 価格評価 (70 点)	70 点× (1－見積価格／予定価格)	点
合 計 (100 点)		点

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

青森県中南農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

参 加 表 明 書

「二階堰 2 期地区水利施設等保全高度化事業調査計画委託」の業務企画に関する提案に参加します。

記

添付書類 : 応募資格に関する証明資料

(担当者) 所属／部署 氏名 電話 E-mail

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

青森県中南農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

企画提案書の提出について

「二階堰 2 期地区水利施設等保全高度化事業調査計画委託」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 2 部 (正 1 部、副 1 部)

(担当者) 所属／部署 氏名 電話 E-mail

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

あて

青森県中南農林水産事務所長

企画提案書の審査結果について（通知）

「二階堰 2 期地区水利施設等保全高度化事業調査計画委託」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定された《には特定されなかった》ことをご通知いたします。

(担当者)
所属／部署
氏名
電話
E-mail

(企画提案書様式2)

過去10年間の同種業務の実績

業務名： 二階堰2期地区水利施設等保全高度化事業調査計画委託

会社名：

事業名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】(※調査計画業務の場合、業務内容に応じて設定する。)

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A4用紙1枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取り扱いについて
同種業務とは
 - ① 事業名が同じで計画手法が確立されている業務。
 - ② 事業名は違うが調査手法等が既存の事業と同様と認められる業務。
 - ③ 新規創設事業であっても、調査方法や計画手法並びに計画書作成や効果算定が既存の業務と同様と認められる業務。
 - ④ それ以外の業務は「実績なし」とする。

(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の能力

業務名： 二階堰2期地区水利施設等保全高度化事業調査計画委託

会社名：

1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏名	役職	保有する技術者資格

2 配置予定管理技術者の過去5年間の同種業務経験

氏名	所属・役職	業務名	業務概要	発注機関	履行期間

3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏名	団体名	目標(推奨)単位	取得単位数

【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・保有技術者資格には、資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・記載に当たっては、「(別紙1) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・団体名には、継続評価制度を実施している団体の名称を記載すること。
- ・取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
- ・資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる。

(企画提案書様式4)

見 積 書 (積 算 内 訳)

業務名： 二階堰2期地区水利施設等保全高度化事業調査計画委託

会社名：

区 分	数量	単位	単価	金 額	備 考

【注意事項】

- ・必要に応じて積算参考資料を添付する。
- ・作業項目毎に職種、人員等の内訳を整理すること。

<参考例>

(積算参考資料)

作業区分	職種別人員 (人)							備 考
	技 師 長	主任 技師	技 師 A	技 師 B	技 師 C	技 術 員		

(別紙 1)

配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

- 1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3月31日）時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。
- 2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。
- 3 下表は、建設系CPD協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連 合会	継続学習制度（CPDS）	20 ユニット／年 40 ユニット／2 年 60 ユニット／3 年 80 ユニット／4 年 100 ユニット／5 年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発シ ステム（SHASE-CPD）	50 ポイント／年 250 ポイント／5 年
建設コンサルタント協会	CPD 制度	50 単位／年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位／年
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間／年 150CPD 時間／3 年
日本建築士会連合会	建築士会 CPD 制度	12 単位／年
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位／年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位／年